# 「今後のLアラートの在り方検討会」(第3回) 議事概要

# 1 日時

平成30年9月3日(月)15:00~17:00

# 2 場所

総務省2号館 低層棟地下1階 共用会議室

#### 3 出席者

(1) 構成員

山下座長、宇田川構成員、音構成員、沢田構成員、芝構成員、深澤構成員

(2) オブザーバ

内閣官房(IT総合戦略室)、内閣官房(国土強靭化推進室)、内閣府(防災担当)、 消防庁、厚生労働省、経済産業省、気象庁

(3)総務省

赤澤大臣官房審議官、今川情報通信政策課長 吉田地域通信振興課長、松田地方情報化推進室長、前田地域通信振興課課長補佐

# 4 議事

- (1) 情報伝達者からのプレゼンテーション
  - ① Lアラートを活用した地方新聞社の災害報道(一般社団法人共同通信社)
- (2) 情報発信者からのプレゼンテーション
  - ① 長崎県防災情報システムについて(長崎県)
  - ② Lアラートに関する東京電力パワーグリッドの発信状況 (東京電力パワーグリッド株式会社)
  - ③ 沿岸域情報提供システム 海の安全情報 (海上保安庁)
- (3) その他

# 5 議事概要

- (1) 情報伝達者からのプレゼンテーション
  - ① Lアラートを活用した地方新聞社の災害報道

一般社団法人共同通信社 畠山デジタル事業部次長より、資料3-1に基づき説明が行われた。

# 【畠山デジタル事業部次長】

- ○デジタルサイネージにおいては、Lアラートにおける「見出し文」を表示することが想定されているが、地方公共団体の入力に課題がある。地域名がない、避難勧告か指示か、発令か解除かが分からないといった事例が多く見られ、デジタルサイネージにそのまま流れた場合には混乱が生じてしまうのが現状。
- 〇地方公共団体において、平時から、Lアラートに入力される情報がテレビのL字画

面やデジタルサイネージを通じて発信されることをあらかじめ想定した入力研修 を行ってほしい。

- 〇熊本地震において、ライフライン情報が必要とされていることが改めて分かったため、「お知らせ」情報の発信を重視している。平成29年7月九州北部豪雨では、 日田市が災害支援金や住宅ローンのような地域の住民が知りたい情報を、「お知らせ」機能を利用して発信していた。
- 〇地方公共団体のホームページへの掲載と同時に、RSS などの統一のフォーマットが発信され、それがLアラートの「お知らせ」に掲載されるような仕組みを構築することが必要である。
- 〇地方公共団体の職員に正しく入力してもらうためには、強制力のあるフォーマットをあらかじめ定めておくことが重要である。

### 【宇田川構成員】

〇日田市がLアラートの「お知らせ」機能を効果的に利用出来た背景として、自市のケーブルテレビとの情報共有をLアラートの利用により円滑化できたこと、また、日田市は平成24年7月九州北部豪雨を経験しているうえ、広報担当者が以前に防災部署に所属していたため、応急対策期の住民広報の重要性やLアラートの存在を認知していたことなどが挙げられる。

# 【芝構成員】

○実際にLアラートに入力している現場をもう少し丁寧に見なければ、この問題は 根本的には解決しない。例えば、市町村の入力者が、自分が入力しているものがど こにどのように出ているかということを自覚するために、Lアラート地域連絡会 等でアプローチしていただければと思っている。

#### 【沢田構成員】

○地方公共団体のLアラート入力担当者が、発令なのか解除なのか分からない情報を発信してしまうことは大きな問題である。迅速性の問題はあるが、日本語として意味が通じるかぐらいは内部でチェックを行ってから発信すべきである。

#### 【深澤構成員】

- ○実際にLアラートの「お知らせ」機能が備わっている防災情報システムは多いが、使われていないのが現状。地方自治体の方はLアラートによる「お知らせ」をイメージしにくく、何を入れたらいいか分からない場合が多いため、日田市のような具体的な事例をもとに、Lアラート地域連絡会等で市町村の方に伝えていければと思っている。
- (2) 情報発信者からのプレゼンテーション
  - ① 長崎県防災情報システムについて(長崎県) 長崎県 近藤危機管理課長より、資料3-2に基づき説明が行われた。

#### 【近藤危機管理課長】

〇長崎県では、平成30年5月からLアラート情報の発信を行っており、初めて発信

を行った平成30年7月豪雨においては、各市町の避難勧告・避難指示の全37件のうち約半数が、実際の発令時刻から30分以上遅れてLアラートに発信をしたという結果となった。

- 〇その理由として、平成30年5月に運用を開始したばかりで、職員が操作に慣れていなかったこと、また、県で一度確認をして発信をするため、誤りがあれば一度市町に差し戻す必要があり発信に時間がかかったこと、市町におけるLアラートへの発信の優先順位が低かったこと、そして、電話対応等で市町職員が人手不足となったことが挙げられる。
- ○長崎県においては、正確性を担保するために、市町が入力した後、県が確認をして Lアラートへ情報を発信するという仕様としているが、防災情報システムを操作 できる県の担当職員が不在の場合、たとえ市町が避難所開設等の情報を発信した いと思っても、Lアラートへ発信することができないという課題がある。
- ○熊本地震等においては、Lアラートへの「お知らせ情報」として、水道の給水復旧 やごみ処理、無料法律相談等、防災部局以外からの多様な情報が発信されていたが、 現在、長崎県においては、市町も含めて、防災情報の防災部局に限定したLアラー ト情報の発信しか行っていないため、防災部局以外の職員が操作して入力・発信す るようなイベントや観光情報の発信ができていない状況である。
- ○大規模災害の発生時に、防災部局以外の職員が情報を発信するとなると、日頃から の操作が必要となるため、そのような操作研修と日頃の発信をどうしていくかと いうところも、検討すべき課題である。

#### 【芝構成員】

○何も加工しない、積極的に確認をしないというのが、これまでの L アラートの基本 方針であったが、それに限界があるということであれば、例えば県等による評価や チェックを行う等の整理を行う必要がある。

#### 【沢田構成員】

〇県による確認があるため市町がチェックを怠るという話は、自らが情報発信者と して責任を持っていないことのあらわれである。外に向けた情報であるため、責任 の所在について、県と市町との間で少なくとも内部的には明確にすべきである。

# 【松田地方情報化推進室長】

- 〇平成30年7月豪雨においては、例えば大阪府の場合、避難所開設情報等について、 府が市町村に代わりLアラートへ代理入力を行い、それを明示する形で情報発信 がなされていた。ただ、今回の長崎県の場合は、県の担当者がいないと情報発信自 体ができない仕様との話であるため、この点について対応を考える必要がある。
  - ② Lアラートに関する東京電カパワーグリッドの発信状況

東京電力パワーグリッド株式会社 樫村業務統括室副室長より、資料3-3に基づき説明が行われた。

# 【樫村業務統括室副室長】

〇平成29年10月から、当社の停電情報についてLアラートへ配信を行っているが、

栃木南支社においては、地方公共団体からの電話の問い合わせが不要となった例があった。

- 〇一方で、山梨県や群馬県においては独自の防災情報システムが導入されており L アラートの利用が限定的なこと、また、電話連絡やホームページでの確認が最も 早いとの理由から当社へ電話での問い合わせが来る例も多くある。
- 〇市町村では、夜間や祝日の場合、Lアラートのシステムが宿直者の分からない場所に置いてあることや、市町村への ID が 1 個しか配付されておらず(事務局注:後述のとおり、実際には市町村へ ID を複数個配付することが可能である。) 宿直室の分が不足していることで、市町村側でコモンズビューワの確認が出来ない場合がある。
- ○災害はいつ起きるか分からないため、特に夜間や祝日等の人がいないときに発生 した場合に、いかに早く情報を収集し発信できるかが重要であり、この点につい て実態を精査すべきであると考える。

### 【深澤構成員】

- 〇Lアラートのコモンズビューワについては、多くの市町村において、県から ID 配付がない等の理由でその確認が出来ないのが現状。ID は実際には複数個配付でき、複数課が利用できるが、県の防災担当課のみが利用し、他課には配付がない場合もある。都道府県に対してこのような意見があがっているということを共有していきたいと考えている。
- ○関東圏においては、Lアラートについて県と市町村の担当者が直接集まるような 地域連絡会が行われていないため、その実態を把握し共有する場がないことが問 題である。

# 【音構成員】

〇栃木南支社において電話の問い合わせが不要となったことには、地方公共団体と のコミュニケーションが日頃からよくできていることや、属人的な関係性がある こと等の特殊な事情があるのか。

### 【深澤構成員】

- 〇栃木県においては、マルチメディア振興センターが提供しているLアラートのコモンズツールで発信・受信をしているため、県内の全ての市町村にコモンズエディターとコモンズビューワが備わっていることが大きいと考えられる。
  - ③ 沿岸域情報提供システム 海の安全情報 海上保安庁 向井交通部安全対策課主任海上安全情報官より、資料3-4に基づき説明が行われた。

# 【向井交通部安全対策課主任海上安全情報官】

- 〇海上保安庁が発信する「海の安全情報」は、気象警報や注意報、緊急情報や海上安全情報といったものがあり、小型船の安全対策や情報不足等で発生する海難防止対策の一つとして位置づけて運用している。
- 〇海上保安庁は全国 11 の管区に分けられており、11 の管区それぞれに管区本部と

- いうものが存在している。そこで情報を集約・編集して、ホームページやスマートフォン、携帯電話等で海を利用する全ての方に情報提供している。
- ○「海の安全情報」を発信しているホームページは、一月当たり 100 万 IP アドレス のアクセスがあるが、海水浴やカヌー、サーフィン等を行うマリンレジャー客は 年間 2000 万人程度おり、海上保安庁が有している情報を更に使用・活用してもらうために、平成 32 年度を目処にオープンデータ化を進めている。
- ○情報伝達の多様化の流れの一環として、Lアラートへも情報を発信するために、 現在、マルチメディア振興センターに利用申請の手続をしているところである。

### 【松田地方情報化推進室長】

- 〇Lアラートへ接続するメリットは、Lアラートに加入しているアプリ事業者を通じてスマホ等に直接情報提供ができるため、従来海上保安庁とあまり関係のない 方に対しても様々な情報が流せることである。
- 〇現状、Lアラートを通じてスマホ等のアプリにLアラート情報を展開しているアプリ提供者は、どれぐらいあるか。

#### 【深澤構成員】

- 〇現在、30 社から 40 社程度にとどまっている。広がりを見せていない理由として、アプリ事業者に対するLアラートの利用基準が厳しいことが挙げられる。具体的には、情報の正確性を担保するためには放送メディア基準のLアラート情報確認体制を求めており、これは一般のアプリ事業者にとっては厳しい条件である。
- 〇特に海の安全情報については、従来メディアが見えないところにあるため、海で遊んでいる方に安全情報を伝達するためには、スマートフォンアプリの利用を推進していく必要がある。その一方で、情報の正確性をどのように担保するのかという点も考えながら、普及を進めていく必要がある。

### (3) その他

#### 【沢田構成員】

○情報伝達者にとって分かりやすい情報伝達という観点では、アプリ事業者に、Lア ラートを開放した方が良いと考えるが、厳しい利用基準というのは、マルチメディ ア振興センターが設けているものなのか。

# 【深澤構成員】

○マルチメディア振興センターがLアラートの規約として設けているものである。 アプリ事業者を念頭に置いた利用基準の緩和については、内部的にも議論が進ん でおり、情報の正確性をどのように担保していくかを踏まえながら、引き続き検 討していきたいと考えている。

#### 【吉田地域通信振興課長】

- 〇Lアラートの運用開始の際に、地方自治体と特にテレビを中心とするマスメディアを結ぶところから出発しようということで、規約等もそこを念頭にして作られた。
- 〇このコンセプトが提唱されたのが 10 年ほど前の話であり、現在はスマートフォンの普及が進む等メディア状況が大きく変わってきており、Lアラートも、最初机上で考えたものから実際にサービスとして利用が進んでいることから、本検討会

で、現状に合った在り方とはどのようなものかについて、改めて御議論いただければと思っている。

以上